

## 実践的討議の道德性

—ハーバーマスとアレクシーを手がかりにして—

霜田 求

はじめに

一定の秩序が備わった社会には、その秩序を維持するための様々な拘束力や強制力が働いている。近代法治（立憲）国家においてそうした力は、自由・権利の規制や制限として、あるいは義務・責任の負担として、人々の活動に及んでくる。それらがあからさまな暴力や強権あるいは威嚇を伴う命令によるものであってはならないという理解が受け入れられているとき、そこでは拘束力や強制力の根拠・正当性が必要となる。つまり、特殊利害間の対立、社会秩序（公共の利益）と個人または集団の自由・権利との衝突、諸党派の理念や政策のぶつかり合いといった、コミュニケーション的日常生活を中断させる要因が表面化した場合、当事者は根拠（理由）を挙げて自らの主張・立場を正当化しなければならない。

しかしながら、生活形式の多様化、価値（善構想、利害関心）の多元化が進む現代社会にあっては、共同体の歴史や伝統に依拠する規範（権威、慣習道徳）、あるいは宗教や自然法などの超越的な価値体系と結びついた規範による正当化は困難であると言える。それにもかかわらず、人々による社会生活が営まれそこに秩序が保たれている場合、何らかの合意や妥協が紛争解決ないし調整作用を果たしているのであり、それを問題化することが可能である限り、正当化や根拠づけはつねに要求されている。国家や自治体の決定機関（議会）、公的事柄に関する審議会・委員会、司法機関（裁判）、地域共同体の決定機関（自治会など）、学術的な組織（学会など）、企業など私的団体の決定機関（役員会など）での意思決定プロセスをその例として挙げるができる。近代国家の成員は、これら様々なレベルで行われるコミュニケーション的日常生活の反省化作業（＝討議）から逃れることはできない。ところがそうした意思決定プロセスは、しばしば制度化されることにより操作的・制御的な性格を強め、そこで決められる規範の拘束力や強制力も事実性・実定性を帯びるようになる。そして、正当性への要求とその検証というコミュニケーションおよび討議の営みを規範にとって外在的・副次的と見なす思考が幅を利かす。一方でそれは、規範をそれ自身で完結した意味を有する命令ないし強制と見なす（実証主義的思考に基づく）諸立場、他方では共同体の歴史・伝統、共通善、共和主義的徳、宗教、自然など特定の価値と規範を結びつける諸立場であるが、これらはコミュニケーションおよび討議の規範に対する基底的意义を捉え損なっている点で共通していると言ってよい。

そこで本稿では、「実践的討議」に定位して規範をめぐる問いの合理的解決の可能性を探る「討議理論」のアプローチに拠りながら、とりわけこの分野で積極的に問題提起を行

ってきたハーバーマス (Habermas, J.) とアレクシー (Alexy, R.) の論稿を中心に、考察を試みる。まず、実践的討議の基本構造を解明する中で、規範の存立・作動がその正当性を軸とする手続き (= 実践的討議) と不可分であることを示し (第 1 章)、社会秩序を支える規範としての法と道德の内的かつ必然的関連を、実践的討議の基底性という視角から証示してみたい (第 2 章)。

## 第 1 章 実践的討議の基本構造

### 第 1 節 実践的討議の規範的機能——手続き主義

さて、何らかの規範が人々に拘束力を持つことを主張する者は、そのことによって「規範的正当性 (die normative Richtigkeit)」という「妥当要求 (Geltungsanspruch)」を掲げるのであり、それが他者によって問題化されたとき、「コミュニケーション的行為の反省形態」として「実践的討議 (der praktische Diskurs)」が設定される。これが「討議理論 (Diskurstheorie)」の基本的前提をなす。そこでまず、これらの中心概念について基本的なポイントを整理しておこう。

ハーバーマスはその主著『コミュニケーション的行為の理論』において、「議論 (Argumentation) の形態」を「討議」と「批判」に区別し、前者について「理論的討議」・「実践的討議」・「説明的討議」の三つを挙げ、それぞれに「命題的真理性」・「規範的正当性」・「理解可能性または整合性」という妥当要求を対応させる。後者「批判」の例として挙げられるのは、精神分析医と患者の対話や芸術作品の審美的評価などで、そこでは「主観的誠実性」という妥当要求が掲げられる (TKH/1:45,61-71 [上:48,61-71])。問題は、実践的討議と規範的正当性の関係である。実践的討議が設定されるのは、規範に導かれつつ「人格相互の関係の樹立」を目指す発話行為において、正当性の局面から異を唱える者が出た場合である。討議の中では、問題となった行為を所与の規範に照らして吟味する作業と、そうした規範そのものの正当性を問う作業が行われる (TKH/1:437-49 [中:72-81])。討議理論がその方法原理とする「手続き主義 (Prozeduralismus)」は、討議の中で検証される規範を、討議という手続きそのものを可能にする条件として、しかも討議の原則・規則として再構成するものである。

一方アレクシーは、「行為」と「討議」を「コミュニケーションの二つの根本的に異なる形態」として区別した上で、「討議」を「問題化された妥当要求が主題化され、その正しさが探求される」営みと定義する (TJA:138f.)。その上で、「規範的言明の正当性」を、言い換えるとその言明が「理性的に根拠づけ可能である」ことを追求する相互行為を「実践的討議」と位置づける (TJA:32,34)。そして、「ある規範的言明は、……合理的討議という一定の手続きの結果でありうる時に、正当ないし真である」 (IPT:95)。つまり、

規範が拘束力を持つものとして正当化されるためには、討議という手続きの中で合意を得ることが不可欠なのである。規範的言明それ自体の意味をいくら分析的に解明しても、その正当性を確認することはできないのであって、そのためには、当の言明が討議の中で十分な「論拠（Argument）」に基づけられ、参加者によって承認されることが必要だ、というわけである。

ここで、コミュニケーション（および討議）と規範の関係を探る上で重要な役割を担う「語用論（Pragmatik）」をめぐる論点が浮上してくる。規範的言明は、コミュニケーション的日常実践において、「～すべき／べきでない」、「～するのは正しい／正しくない」といった文の形で提示される。その意味は、それが表明される状況や文脈の中に位置づけることによってのみ確定される。当の言明がいかなる立場の者によって、いかなる権限に基づいて、どのような強制力（肯定的ないし否定的制裁）を伴うものとして表明されたのか、——こうしたコミュニケーション状況の解釈は、その意味にとって構成的なのである。コミュニケーション・プロセスに即して言語の機能や働きを解明するのが、語用論の基本的役割と言ってよい。それはまた、言語によるコミュニケーションのうちでつねに発話者に規制的に働く規範（＝語用論的規則）を、体系的に整序する試みでもある。

道徳理論としての語用論は、アーペル（Apel, K.-O.）とハーバーマスを中心に展開されてきたが、アレクシーはそれぞれの観点を若干修正した上で自らの討議理論に組み込んでいる。ここではそれを、実践的討議の前提条件としての語用論的規則として再構成してみよう。

アレクシーは、討議への参加のレベルで働く規則（「理性規則」後述参照）を根拠づける「論拠」を「超越論的語用論的（transzendentalpragmatisch）」と呼び、次のようなテーゼにまとめている。

- ①「何かを主張する者は、真理性および正当性への要求を掲げる。」
- ②「真理性および正当性への要求は、根拠づけ可能性への要求を含む。」
- ③「根拠づけ可能性への要求は、要求があれば主張したことを根拠づけると いう一応の義務を含む。」
- ④「根拠づけに際しては、少なくとも根拠づけ作業そのものに関して同等の 権利・強制の不在・普遍性への要求が掲げられる。」
- ⑤「その全生涯にわたってずっといかなる主張……も提示せず、かついかなる根拠づけ……も行わない者は、人間の最も普遍的な生活形式に参加して いない。」（DM:134-9）

要するに、「主張や根拠づけを行おうとする者は、必然的に討議規則によって画定されるゲームに加わらざるをえない」（NW:418）ということが語用論的規則の核心をなすと言ってよい。従って、何らかの規範的言明を行う場合、否応なく言語によるコミュニケーションおよび討議のうちで作用する規則に服さなければならない。もちろん、討議は参加者

の発話行為から成るものであり、個々の言語使用の規則に従うものであることは言うまでもない。言葉が指し示す対象や事態との関係を扱う意味論や、言明（文）の論理的・形式的な規則、例えば言語的明瞭性、無矛盾性、整合性、一貫性、普遍化可能性などのテストに耐える必要がある。しかしそれもまた、話者の内的モノログにおいて完結するのではなく、つねにコミュニケーションの中で批判的に検証されねばならないのである。

アレクシーが「一般的な実践的討議」の「根本規則（Grundregel）」として定式化しているのはこうした意味での規則であり、ハーバーマスが指摘するように（MKH:97[140]）、それを「論理的 - 意味論的な規則」と呼ぶのが適当であろう。

「根本規則」には次の四つが挙げられる。

①「いかなる話者であれ自己矛盾してはならない。」（「論理の規則」）

②「あらゆる話者は、自分自身が信じることのみを主張してもよい。」（「討論の誠実さ（Aufrichtigkeit）」）

③「ある述語 F を対象 a に適用するいかなる話者も、すべての重要な点で a と同一である他のどの対象にも F を適用する用意がなくてはならない。」（「話者の首尾一貫性（Konsistenz）」）

④「それぞれの話者は、同一の表現を異なった意味で用いてはならない。」（「言語使用の共通性」）（TJA:234-7）

アレクシーはこれを「真理性や正当性が問題となるあらゆる言語コミュニケーションの可能性の条件」とし、そこに討議を貫く規範としての機能を認める（TJA:234）。これに対して、規範的言明の正当化（根拠づけ）や普遍主義的道德そのものを否定する立場——例えばポパー（Popper, K.R.）やアルバート（Albert, H.）らの「批判的合理主義」——は、このレベルの規則から規範的意義を消し去ろうとする。しかしそうしたいわば脱規範化思考は、実践的な問いを「命題間の演繹的關係に定位し、論理的な推論の概念にのみ依拠するような、意味論的根拠づけ構想」（MKH:90[129]）に解消し、語用論との内的結びつきを捉え損なっていると言わねばならない。規範的言明は、それがいかなる発話状況において表明されているか、そこで掲げられる批判可能な妥当要求をめぐってどのような討議が展開されるか、というコミュニケーションのうちに位置づけられねばならないのである。

## 第2節 実践的討議の原則と規則——ポスト慣習的道德

次に、実践的討議の手続きにおいて従うことが求められる原則と規則を整理し、その問題点を検討する。これらが、前節で確認した論理的 - 意味論的および語用論的規則とともに「実践的合理性」、すなわち規範や価値に関わる実践的問いに答える際の合理的（理性的）規準を保証するものと見なされる。実践的な課題においてしばしば生じる利害の対立・抗争に、当事者が「不偏不党な（unparteilich）」立場から決定を下そうとするとき、そこ

で設定される討議の手続きの最も基本的な原則が「普遍化原則（Universalisierungsgrundsatz）」である。ハーバーマスはこれを次のように定式化している。

「妥当性を持つ（gültig）あらゆる規範は、あらゆる個人の利害関心を充足させるためにその規範に普遍的に従うことから生じると予期される結果および副次結果が、すべての当事者によって強制なく受け入れられうるという条件を満たさねばならない。」（MKH:131[191]）

これは「唯一の道德原理」ないし「実践的討議の議論規則」として、「道德上の行為コンフリクトを不偏不党の立場から判定する際に根底に置かれている日常の直観を再構成したもの」（MKH:103,127[149,185]）である。そこに示されている「不偏不党性」や「普遍化可能性」は、「道德的観点（moral point of view）」という形式的な正義原理を形づくるものであり、それが「普遍化可能な利害関心」を追求する作業の中心に据えられることになる。

実践的討議の手続きの規範的内実を「普遍化原則」が示しているとしたら、検証されるべき規範が正当性を要求しうるための根本条件を表わすものを「討議原則（Diskursgrundsatz）」と呼ぶことができるであろう。ハーバーマスの定式では「討議倫理学の原則」に当たるその原則は、「すべての当事者が、実践的討議の参加者として、同意（Zustimmung）を与える（あるいは与えるであろう）規範のみが妥当性を要求しうる」（MKH:103[149]）というものである。アレクシーは、この定式を「ある規範Nが正当であるのは、ただその規範Nが手続きPの結果でありうる場合のみである」（PD:110）と捉え返し、その「手続き」の規則と形式を六つのグループに分けて体系的に論述している<sup>(1)</sup>。その核心をなす「理性規則」が、討議の基本的な枠組みを示すものと見られる。

(1) 「発話することのできるものは誰もが討議に参加してもよい」。

(2) (a) 「各人はあらゆる主張を問題化してもよい」。

(b) 「各人はあらゆる主張を討議のうちに導入してもよい」。

(c) 「各人は自分の態度、希望、欲求を表明してもよい」。

(3) 「いかなる発話者も、討議の内部または外部で支配的な強制により、  
1) または(2)で確定された自らの権利を行使することを妨げられてはならない」。

(TJA:169,240; cf. MKH:99[143])

これらの規則は、「政策決定や遂行が、少なくともむき出しの力の要求や特殊利害の優先といったものによるのではなく、普遍化可能な利害に基づくものでなければならない」という前提を受け入れる限り、「不可避の先行仮定」である

(cf. MKH:100[143])。価値観が多様化し利害の対立が日常化した現代社会にあって、何らかの政策を決定しそれを（強制力の行使や制裁の発動を伴いつつ）遂行する上で、しばしば特殊利害を普遍化すること（例えば「公共の福祉・秩序」などを理由に）が行われるが、その意思決定プロセスや合意を問い直す際にこうした規則は不可欠である。ハーバー

マスは、この時代状況における規範の在り方を、コールバーグ (Kohlberg, L.) の「道徳的発達の諸段階」のモデルに依拠して「ポスト慣習的道德 (die postkonventionelle Moral)」という形で提示する。

共同体の中で承認された規範が人々の確信や信念とただちに一致するものとして拘束力を持つ「慣習的段階」は、近代の価値諸領域の分化により、権利・義務が特定の価値 (善) へのコミットメントから独立した普遍的な規範の問いを構成する段階に移行する。それが、たんに人々がそれを受け入れているというだけで規範や価値が効力を持つという次元——「社会的通用 (soziale Geltung)」——と、秩序や強制力には「正義の原理」と「規範の根拠づけ」が不可欠であるという普遍主義的要求を伴う次元——「理想的妥当 (ideale Geltung)」 = 「妥当性 (Gültigkeit)」——とが分離する「ポスト慣習的段階」である (MKH:188-91[271-4])。実践的討議の道徳性の核心をなすこのポスト慣習的道德の基本的特徴をまとめておく。

(ア) 言語の論理的・意味論的規則および語用論的規則に基づき、かつ普遍化原則と討議原則・規則を中心とする実践的討議の「手続き主義」および「形式主義」(第1章第1・2節)。

(イ) 道徳的問い (正義の問題) を価値評価的問い (善き生の問題) から分離した上で、実質性を伴う「普遍化可能な利害関心」を追求する営み (第1章第3節)。

(ウ) 価値の多元化した社会にあつて普遍主義的な要求を掲げる規範として、近代法治国家における法との間に必然的な関連を有する (第2章)。

さて、実践的討議の手続き主義では、そこで達成される結果 (規範の正当性についての合意) が合理的であるためには、それが両原則と諸規則に従って得られたものでなければならないという前提がおかれる。しかしこれに対しては、そもそもそうした討議など現実にはありえないではないか、という疑義が提示されうる。たしかに、時間的・空間的な制限、参加者の知識や能力の限界、外部からの社会的影響ないし強制といった経験的事実により、現実に行われる討議がその原則・規則に示された理想的条件を満たすことは困難であろう。かつてハーバーマスは、こうした理想的条件を、「発話能力のあるものなら誰もが、そもそも議論に参加しようと思うときには十分に満たされていると前提せざるをえないような、普遍的な対称性条件を再構成しようという意図」のもとに、「理想的発話状況」として提示していた (MKH:98f.[142])。それが、実体的なもの (理想的な生活形式の先取り) から、討議による意思決定を行う場合の「不可避の先行仮定」という形式的条件へと緩和されたとしても、現実の討議の不完全さとの距離が縮まることはない。そこで、こうした理想と現実の二元性を、既存の規範との一致を吟味するという技術的・操作的なレベルに一元化し、理想的側面を切り捨てようという傾向が出てくる。それは、討議 (およびそこで成立する合意) そのものを否定する態度 (徹底した懐疑主義) ではなく、むしろ「協同の真理探究」という理想主義を内心では軽蔑しながら、表面的には討議の原則や

規則を遵守しているように振る舞う戦略的態度である。規範の正当化や普遍化可能な利害についての合意を目指すのではなく、自らの特殊利害を貫徹させようという意図を巧妙に隠しつつ、討議に参加する者の存在が問われるのである。ハーバーマスがコミュニケーション的行為と対置する「戦略的行為 (die strategische Handlung)」という概念は、こうした実践的討議の規範的意義 (道徳性) を否認する脱道徳化 (Entmoralisierung) の基本型として読み解くことができるであろう。

ハーバーマスは、「言語に媒介された相互行為」を「了解 (Verständigung)」に定位した「コミュニケーション的行為」と「成果 (Erfolg)」に定位した「戦略的行為」とに分ける。前者では、不当な強制・排除や権力要求の介入が斥けられ、言語に内在する合意への力のみが行為調整に有効である。これに対し後者では、制裁による脅迫や報償や隠された自己利益といった言語外の力により他者に経験的に影響を与えつつ、自らに有利な方向に相互行為を導くことが企てられる<sup>(2)</sup>。そこで必要とされるのは、目的達成のための手段としてマニュアル化された規則 (ルール) であって、討議やその参加者たちもその一部であるにすぎない。

しかしそれにもかかわらず、討議の成立に協力する以上、戦略的理由を内に秘めて参加する者にも、討議の原則および規則は規範的拘束力を伴って規制的に働く。他者に影響を行使して自己の目的を達成する (自己の主張の妥当性の承認を得る) ためには、論理的 - 意味論的および語用論的な矛盾、内外の強制や威嚇、参加者の不平等な取り扱いといった、討議規則に反することを否認せざるをえないのである。主観的な意図が何であれ、自己の主張の正当化 (根拠づけ) あるいは他者の主張の妥当性の問題化 (ないし批判) という討議の手続きに従事する者である限り、そこで成立する「合意」に義務づけられることになる。

たしかに、戦略的に行為する者は「討論の誠実さ」の規則を踏みにじっていることは否定できない。しかし、他の参加者に自らが誠実であると信じ込ませるためには、「行為の首尾一貫性」をもって示さねばならず——これが「誠実性 (Wahrhaftigkeit)」を保証する必須条件である (TKH/1:69 [69]) ——、しかも他の参加者が誠実である (コミュニケーション的行為する者である) ことに依存 (寄生) している。言い換えると、自分の内面的意図と外面的な行為形態とが主観的には一致していないとしても、いったん討議のプロセスに入りその規則に従う場合には、討議の規範的拘束力をすでに認めてしまっているのである。「内面的意図」なるものは、たとえ本人が堅持していると思念していようと、具体的な言語行為として表出されない限り、討議のプロセスの中ではいかなる役割も果たさない。何らかの主張を提示するやいなや、すでにそのときには実践的討議の規範に服してしまっているのである。

### 第3節 実践的討議の二重性——規範と価値

実践的討議の道德性の核心をなすポスト慣習的道德は、道德の問いを討議の手続きに限定し、それを徹底的に形式化することにより普遍性を確保しようとするものであった。こうした形式主義に対しては、規範をめぐる具体的な現実や個別的な事情が顧慮されず、もっぱら手続きの規則の遵守が求められるとしたら、そこから出てくるのは実質的な内容を欠いた空虚な決定にすぎないのではないか、という疑義が提示されうる。

カント倫理学がそうであるように討議倫理学もまた無内容な形式主義かつ抽象的な普遍主義ではないかという、新アリストテレス主義や新ヘーゲル主義からの批判に反論する形で、ハーバーマスは手続き主義における実質的な「道德」を提示している。それは、各人の尊厳や不可侵性、平等な権利と主観的自由を保障する「正義の原理」と、共感・配慮・傷つきやすさ・福祉などの相互主観的關係を支える「連帯の原理」とから成るものである。また、規範的正当性や道德的観点という討議の形式的原理そのものが、近代法治国家における人権や基本権として具体化され、「道德」の実質を形づくるものとなる(MS:20f.,25-7)。こうした実質性は、たんに無内容な形式を埋めるだけのものでもなければ、形式と対置される内容にすぎないものでもない。それは、正義という普遍主義的要求を掲げながら、同時に相互主観的な生活形式を顧慮し、コミュニケーションという場面に定位した「道德」である。それゆえその実質性も、形式と内容をともに構成要素として遂行されるコミュニケーションのプロセスが、不可避免的に前提せざるをえないものであり、その意味で実践的討議の道德性の一部をなす。

しかしこのように、実質性を伴う道德を実践的討議の前提に置くことに対しては、本来討議の中で初めて根拠づけられるはずの「道德的実質」すなわち参加者の自由や平等な権利を討議の対象から免除してしまっているのではないか、という異議が出される。アレクシーはこうした異議への応答の中で、「十分に発展した実践的合理性の概念のうちに道德的実質を含めること」を、従って討議規則が特定の内容を備えることを積極的に認める(PD:112)。たしかに、民主主義を原理とする近代法治国家の正統性(Legitimität)を承認する限り、討議の原則や規則の実質を形づくる自由・平等・権利もまた「不可避の先行仮定」として前提せざるをえない。もちろんだからといって、そうした実質も討議による吟味を免れているわけではなく、討議の手続きにおいて侵害されているか(または過度に行使されていないか)をつねに検証する必要がある。そうした検証作業が討議において可能であるための条件(討議の成立条件)であると同時に、検証されるべきもの(討議の対象)でもある、——この実質はこうした二重性を持つ。

他方、主に価値に関わる問題、とりわけ善という実質は、規範の問いとは区別されて、普遍的な妥当性を要求するものとは見なされない。果たしてそれでよいのだろうか。すでに(第1章第2節)確認したように、共同体に埋め込まれた人々の確信によって支えられた生活世界の内で、規範と価値が融合していた慣習的段階がポスト慣習的段階に移行する



際、「道徳的な問い」が「価値評価的な (evaluativ) 問い」から自立する。現実に通じている規範が普遍妥当性を持つものであるのかどうか、そしてその規範の妥当性 (正当性) がいかなる手続きによって根拠づけられたものなのか、といった問いが「道徳性」の水準として固有の意義を得ることになる。ハーバーマスは、この問いを「原則として利害関心の普遍化可能性あるいは正義のアスペクトから、合理的に決定可能である」ものとし、「歴史的に具体的な生活形式や諸個人の生活態度という疑問の余地なき地平の内部でのみ、合理的解明が可能となるもの」である「善き生 (ないし自己実現) への問い」から峻別する (MKH: 118,189f.[170-1,271-4])。

たしかに、現代社会では価値の多元化が進み、価値 (善) についての合意を得ることがますます困難になっており、どのような価値にコミットしているかに関わらず遵守すべき秩序についての合意を正義として定めることがまず問われねばならない。その意味で、正義の問い (道徳的問い) を善の問い (価値評価的な問い) から独立させる討議理論のスタンスは、リベラリズムの基本原則——ロールズ (Rawls, J.) の「正の善に対する優先性」テーゼ<sup>(3)</sup>——を基本的に承認することを意味すると言ってよい。しかしその場合、価値 (善) が個人の私的な領域や共同体の特殊性に局限されてしまうことになるのではないか。価値 (善) について妥当性を要求することはできないのだろうか。

他方アレクシーも、「Xはよい (善である)」といった「価値判断」と「Xは a を為すべきだ」という「義務づけ判断」とを一応区別する。しかしこれら二つの判断はともに「規範的言明」であり、「正当性要求」を掲げるものという点で共通性を持つとされる (TJA:84,221)。たしかに価値 (善) についても規範的正当性を要求することは、場合によっては「価値の押しつけ」にもなりかねない。しかしここでは、規範だけでなく価値についても実践的討議の議題として妥当要求を掲げるものとされている点に注目してみたい。

例えば、個人レベルでの価値には、欲求・選好・関心、善き生構想・ライフスタイル・幸福観、徳・良心といったものを挙げられる。これらについての言明は、私的 (プライベート) な領域で完結しているかのように見えるが、人がそうした価値にコミットして生活したり、言語によって表出しコミュニケーションされうるものである限り、「評価に値する」・「受け入れ可能である」といった妥当要求を掲げる (従って他者の批判にさらされる) ものと見なすことができるのではないだろうか。そうした価値には、社会的需要のバロメーター (消費性向の動因) として経済的な機能が認められるし、信奉する人数 (多数者/少数者) が政治的・社会的な影響力を持つ点も看過されてはならない。あるいはまた、より一般的なレベルでは、共同体の歴史や伝統に依拠する倫理性 (共通善、慣習道徳) や超越的な価値 (宗教的・形而上学的な理念や自然) が挙げられるが、これらに関する言明も同様の妥当要求を掲げるものと言ってよい。しかもこれらの価値は、しばしば社会的な規範と結びついて人々 (とくに少数派) に抑圧的に働くことがあるが、それだけに一層、実践的討議の中でその妥当性が厳しく検証されねばならないのである。それでは、それぞ

れ固有の妥当性が討議の中で論じられる規範と価値はどのように関係づけられるのであろうか。

例えば、自己ないし他者の欲求・選好・関心といった主観的価値評価も、批判可能な妥当要求を掲げるものとして実践的討議にかけられ、参加者による協同の解釈作業に委ねられるというとき、それらはたんに個人の私的な事柄であるのみならず、社会的な効用の要素あるいは社会的な資源配分の尺度として、政治的・経済的政策に関わる討議の議題となる。そうした「論争の的となる（strittig）利害関心や価値志向」（FG:204）をめぐる議論は、主としてそれらが普遍化可能であるかどうかという点に集中する。つまり、実践的討議においてある規範的言明の正当性が検証されるとき、そこでは特殊的利害関心を優先させる様々な権力要求に抗しつつ、普遍化可能な利害関心が追求されているのである。

とくに「利害関心（Interesse）」の普遍化可能性が問題となるのは、それが価値の問題——「何かに関心を抱く／無関心である」、「それは利益／損失である」——であると同時に、規範の問題——「特別な理由なしに特殊利害を優先すべきではない」、「それが万人にとって利益になるなら、行うべきだ」——でもあるからである。討議において普遍化可能であることに合意が得られた利害関心は、それ自体「正義の原理」として規範的拘束力を有すると見なされる。

ただ、このレベルの規範は実質的内容を伴うものであり、もっぱら形式的である実践的討議の手続きとしての規範とは位相を異にする。後者は、討議の原則・規則として、価値への問いから自立したものであり、一定の秩序が確立している社会の中での意思決定プロセスにおいては必ず働いているものである。前者の規範は、普遍化可能な利害関心という媒介項によって価値と関係づけられる。価値の多元化に伴い利害関心のコンフリクトがますます深刻になる状況にあって、あえて普遍主義的要求を掲げる実践的討議の理論は、こうした二つの水準の規範（道徳性）をともにその核心に据えるのである。

## 第2章 実践的討議の基底性——法と道徳の関連

### 第1節 一般的な実践的討議と法的討議

規範の拘束力がその正当性を主張することができるのは、そのつど設定される実践的討議の手続きに従って得られた結果である場合のみである、——このような討議理論の道徳性は、外面的な行為を規制する規範としての法秩序においても妥当することを要求する。しかしそこに立ちほだかるのは、近代国家における法秩序を支える事実性（Faktizität）ないし実定性（Positivität）である。法制定（立法議会）、司法（裁判）、法務（行政）、そして法学といった制度化されたシステムを有し、様々な紛争を解決し利害を調停する法は、固有の自立性および自律性を保持している。そこには、少なくとも特定の内容を伴った「

道徳」の入り込む余地は存在しない。独自の原理や規則を備え、秩序および体系として現存する法（＝「在る法」）を、道徳（＝「在るべき法」）から独立したものと見なす＜法と道徳の分離＞という見地に対して、討議理論はどのようなスタンスをとるのだろうか。

法の事実性ないし実定性を重視し、道徳からの独立性を強調する立場を代表するのは、周知の通り「法実証主義（Rechtspositivismus）」である。アレクシーはこの立場の基本的性格を次のようにまとめている。

「すべての実証主義理論は分離テーゼ（Trennungsthese）を主張する。それによると、法の概念は、いかなる道徳的要素も含まないものとして定義される。分離テーゼが前提するのは、法と道徳の間には、そして法が命じることと正義が要求することの間には、言い換えると法がいかに在るかということと法がいかに在るべきかということの間には、いかなる概念的に必然的な関連（Zusammenhang）はない、ということである。」（BGR:15）

そして、この立場の「法概念」では、「秩序適合的ないし権威的な制定性（Gesetztheit）の要素と社会的な実効性（Wirksamkeit）の要素」以外のものは排除され、「たとえどのような内容を持つものであっても、正当性はいかなる役割も演じない」ということになる（BGR:16f.）。

ところで、討議理論がその中心に据えるポスト慣習的道徳では、規範と価値の分離が必然的であることはすでに確認したが、それは、道徳と並んで社会規範の一翼を担う法もまた、実質的な価値に基づく倫理性からは独立したものであることを含意する。すなわち、普遍主義的な要求を持つ法秩序や法体系にとって、個人レベルの価値はもちろん、共同体に由来する価値や超越的な価値などに依拠する立場——共同体主義、リーガル・モラリズム、ナショナリズム、宗教的原理主義、自然法思想など——からの介入は拒否されるべきなのである。しかしまた、種々の利害の対立・抗争をいかに調停するのかということも法の主要な機能となっており、その場合、個人ないし集団の価値評価と結びついた利害関心の普遍化可能性が追求される。しかも、前章で述べたように、「普遍化可能な利害関心」は価値の問題であると同時に「道徳的観点」を形づくるものとして規範の問題でもあり、それゆえ法にとっても正当性要求を軸とする討議プロセスが不可欠となるはずである。討議理論は、こうした価値と規範の関係を踏まえて、法と道徳の内的関連を証示しようとする。

主著『法的議論の理論』以降、アレクシーの中心課題の一つが、この「法と道徳の必然的関連」を示すことにあると見られる。その基本スタンスは、「法と道徳の間には概念上必然的な結びつきがある」、言い換えると「法の概念は道徳の諸要素を含む形で定義することができる」という「結合テーゼ」に集約される（KR:9）。アレクシーはこれをいくつかの分類図式に基づいて体系的に展開しているが、ここではその詳細に立ち入ることはせず（この点に関する詳細な解説と分析については、酒匂(1990)参照）、その核心部分に

焦点を絞って検討する。

アレクシーによると、法体系には「規範の体系」としての側面と「手続きの体系」としての側面があるが、後者は「規範がそれによって制定され、根拠づけられ、解釈され、適用され、執行されるような行為の、しかも規則に基づきかつ導かれる行為の体系」(KR:12)として、四つの段階を備えている。①「一般的な実践的討議 (der allgemeine praktische Diskurs) の手続き」、②「国家による法制定の手続き」、③「法的討議 (der juristische Diskurs) の手続き」、④「裁判過程 (訴訟) の手続き」のうち、②と④が「制度化された」ものであるのに対し、①と③は、「制度化されない」という性格が付与され、これら二つの「討議」の関係のうちに法と道徳を必然的なものとして関連づける可能性が探られる(IS:36f.)。

「一般的な実践的討議」は、第1章で確認したように、規範に関わる問いに関してコミュニケーション的行為の反省形態として設定されるものであり、その原則・規則を中心に普遍主義的な道徳の核心を形づくっている。そして、普遍化可能な利害関心についての合意を目指して、参加者相互の討論が繰り広げられるのだが、現実には決定困難さや不確定性という「限界」と「弱さ」を免れることはできない。つまり、あまりに広範囲の「討議可能性」を許容するがゆえに、社会的に実効性のある決定が下されることが困難であるか、あるいはそもそも最終的な決定には至らないことも少なくないのである。従って、利害の対立が深刻であり、かつまた当事者にとって解決が急務である場合には、一定の制約を備えた討議の形態が不可欠となる。それが「法的討議」に他ならない(TJA:257, 349)。

法的討議は、それ自身が制度化された手続きではないものの、規範的言明の正当性を「現行の (geltend) 法秩序の枠組みのうちで」根拠づけるという役割を担う(TJA:272)。法規範が人々に拘束力を持つものとして正当化されうるものであるためには、法的討議の中で合意されたものであるという条件を満たさねばならない。しかし、それは同時に一般的な実践的討議を貫く道徳的規範にも従うものと言えるのであろうか。アレクシーが「特殊事例テーゼ」——「法的討議は一般的な実践的討議の一特殊事例 (ein Sonderfall) である」——という形で述べようとしているのは(TJA:263ff.)、このような法と道徳の内的な結びつきである。

さて、アレクシーは「法と道徳の概念的に必然的な関連の核心をなすのは正当性への要求である」(KR:26)との見地から、規範の正当化手続きを軸に一般的な実践的討議と法的討議との関連を示そうとする。すでに見たように、近代法治国家の法体系と法秩序は、法制定、司法、法務、法学という制度化されたシステムを有しており、これらに付随する形で、立法議会選挙、法曹界、審議会・委員会、強制執行機関(検察・警察)、学術会議などが存在し、それぞれが固有の行為領域と規則体系を備えている。そして、何れ分野であれ「法体系に参加するものは、様々なレベルで必然的に正当性要求を掲げている」

(KR:21)のである。つまり、何らかの法規範が効力を持つものとして存立および作動(拘束力・強制力を発揮)するとき、そこではつねに、正当性への要求が掲げられ、それが

認証される（合意の成立）という実践的討議の手続きが前提となっている。その意味で、法規範は道德規範をその必然的条件としていると言うことができる。

それゆえ、法的討議においても、規範の正当性が承認されるためには、参加者が一般的な実践的討議の手続きを構成する原則と規則を遵守することが不可欠である。しかしながら、法的討議には、限られた時間内で直接の当事者を主たる参加者として設定されるという制約の他に、法領域固有の「条件」がある。それは、「法律への拘束、先例となる判決への顧慮が命じられていること、制度として営まれている法学によって練り上げられた教義学への拘束、……訴訟秩序の規則による制約」（TJA:34）である。このような事実性や実定性へと法を一元化することにより、法的討議の道德的意義を否認しようという立場が出てくる。討議理論には、こうした法の脱道德化思考との対決が不可避となる<sup>(4)</sup>。

アレクシーは、自らの特殊事例テーゼに対する批判への応答の中で、そうした脱道德化に立脚する立場への反論を試みているが、その中でとくに注目すべきなのは、「裁判手続き」が合意を目指す実践的討議（およびその特殊事例としての法的討議）ではなく、自らにとって有利な成果を目指す「戦略的行為」ではないか、という批判（NW:434f.）である。これは、対立し合う利害を調整し、紛争の法的解決を目指す裁判という場面でも、はたして実践的討議の道德性が貫かれているのか、という討議理論に鋭く突き刺さる問いかけと見なすことができるからである。

ハーバーマスはかつて、「裁判手続き」を「討議」ではなく、双方が自らに有利な結果を導き出すために争われる「戦略的ゲーム」と見なしていたが、その後アレクシーの見解を受け入れ、「すべて制度的な特徴を持つ法的議論は、実践的討議の特殊事例として捉えねばならない」と考えるに到る（TKH/1:62f.Anm.63[上:76]; cf.山本:544 注30）。つまり、裁判手続きもまた、討議の原則や規則に従い、不偏不党の道德的観点に基づいて普遍化可能な利害関心についての合意を目指す営みなのだ、というわけである。これに対してノイマン（Neumann,U.）は、ハーバーマスのこうした態度変更に異を唱え、裁判手続きはあくまでも戦略的行為であるという見解をとっている（ノイマン:83,90-1）。たしかに、実際の裁判手続きにおいては、当事者双方がそれぞれ特殊利害の獲得という意図を巧妙に隠しつつ、正当性要求を掲げてそこに参加するとすれば、それは戦略的行為と見なしうるかもしれない。アレクシーも、裁判手続きの場合、討議と戦略的行為とを簡単に区別できないことを認める（TJA:270）。

しかしながら、紛争当事者が、自らの主張の正当性を支えるものとして提示する論拠は、同じ状況であれば誰もが受け入れ可能であるはずだ、という前提を承認しているとする。その場合、当事者は否応なくすでに実践的討議の参加者たらざるをえないのであり、たんに戦略的にのみ振る舞うということとはできないのである。たとえ、戦略的な意図や動機を巧妙に隠しつつ、自らに有利な結果を導き出そうとする者がいたとしても、むしろその目的を実現するためにも、実践的討議の原則や規則に服することはもちろん、普遍化可能性

や不偏不党性などに基づく規範の遵守が不可欠となる。「理性的に議論せよ」という要求に従う者は、つねに同時に規範をめぐる問いに協同で答えようとする作業に従事する者であることを免れえない。（こうした点については、第1章第2節ですでに確認した。）また、社会秩序を維持する法規範が現に存立しかつ効力を発揮しており、その規範に基づいて利害を調整する手続きが制度化されている、——この規範の現実的機能をいつでも問題化できるものと見なす限り、そこでは実践的討議が「基底（Grundlage）」（TJA:355）に置かれていると言いうるのである。

しかし実際の裁判手続きは、先に挙げた法律、先例、法教義学といった制約条件に加えて、各当事者の役割の非対称性、時間の制限、訴訟法など実定法の枠組み、さらには政治的・イデオロギー的な力の介入といった制約を負っている。判決や和解という形で成立した合意が、公正かつ普遍化可能な利害を示すものである保障はどこにもない。ただ言えるのは、「理想的な条件の下であれば自分の論拠がすべての人の同意を得るであろう性質を持つ」（NW:434）ということだけである。そこには実践的討議の規範性（道徳性）が現実の討議に統整（規制）的に働いている。ここで理想と現実の二元性という論点が浮かび上がってくる。

## 第2節 実践的討議の境位——事実性と妥当性の緊張関係

「討議理論の正当性規準」は法の領域で実効性のある結論を導出するのに役立たないのではないか、という異議に対して、アレクシーは「理想的討議」と「現実的討議」の二重構造に定位して応答を試みる（NW:411）。

現実的討議では、時間や参加資格の制限、言語的・概念的明瞭性・経験的情報・役割交換・先入見からの自由などが制限されている（それゆえ何らかの強制が入り込む可能性がある）といった条件の下で、実践的問いの答えが探求される。そこでは、「唯一の正しい答え」は討議の中で直ちに得られるものではなく、むしろ「努力して追求されるべき目標」として位置づけられる（IS:35）。実践的討議の原則や規則が完全に遵守されるのは「近似的に（approximativ）のみ実現可能」だということになる（NW:411）。

そこで、「手続き的な正当性の絶対的概念」とともに、種々の制限を免れた理想的討議<sup>(5)</sup>が、カント的な意味での「統整的理念（die regulative Idee）」として、現実的討議に対しその不完全さや限界を不断に克服していくことを要求する（NW:413f.）。つまり、現実的討議において規範的言明の正当性要求が認証され合意が成立したとき、そこで提示された論拠は、討議の理想的条件がすべて満たされた場合にも、つねに参加者すべての同意を得られるものでなければならない。理想的条件を備えた討議で達成されるはずの正当性は、現実的討議で認証された正当性に対する理念としては「絶対的」だ、というわけである。

しかし、現実の社会では種々の制限や限界を抱えた討議で政治的・公共的事柄について

の決定を下さなければならないし、その遂行のために法秩序を整備したり個々の法規範の正当化も行わなければならない。例えば、利害対立が錯綜する、廃棄物処理施設、道路、ダム、核関連施設、軍事基地などの存在をめぐって設定される討議が「中立・公正」でありかつ理想的条件を満たすものであるなどということは、そもそも非現実的な想定であるかもしれない。それにもかかわらず、現実の意思決定システムの不完全さを見据え、また特殊利害の優先に異議申し立てをするためにも、理念としての理想的討議を手放すわけにはいかない。とはいえ、こうした「理念主義」による批判がしばしば抽象的なものにとどまることも否定できない。そこで、「現実に即した修正」が必要となる。アレクシーが導入する「手続き的な正当性の相対的概念」は、このような文脈の中に位置づけることができるであろう。それは、正当性要求を堅持しつつ、実効性のある結論を導出するために作用するものであり、「概念の不明瞭さ、疑わしい形而上学的テーゼ、誤ったあるいは歪んだ経験的想定、他人の利害関心の誤った理解、考慮の放棄、といったことに基づく規範的想定」を排除する機能を果たす（NW:416）。その「改良主義」的傾向には、現実的討議の制限に由来する不完全さを少しでも除去し、差し当たっての正当性を確保しようという狙いが見て取れる。

このように、理念レベルでの統整（規制）的介入と、現実レベルでの非合理性の除去という二つの作用が相互に補完し合いながら、事実性・実定性に立脚する「現実主義」と対峙し、実践的討議の手続きの正当性を支えている。たしかに、理想と現実の二元性を軸にしつつ、その抽象的性格を脱するために、両レベルの関係づけそのものを正当性概念を中心に二重化するという方法論は、注目に値する。というのは、法をめぐる意思決定プロセスは、理念主義的な解決（合意）を図るのか、それとも改良主義的な解決（妥協）でよしとするのか、このどちらに重点を置くのかがつねに問われるからである。しかしながら、この両レベルはしばしば固定化されてしまう。一方では、普遍化可能な利害関心がいわば理念として紛争当事者双方に提示され、それについて討議参加者全員の合意が追求される。ところがそれは現実には困難であるがゆえに、不断に接近していくべき努力目標であり続ける。他方、ぶつかり合う特殊利害を調停すべく、公平性（不偏不党性）の観点から双方の主張が検証され、修正を経た上で和解ないし妥協が図られる。近代社会は、そうした改良を積み重ねる中で、実践的討議の制度化を推し進めてきたと言ってもよい。このように、その実現が無限の彼方に先送りされた理念を実体化する方向と、少なくとも部分的であれ改善されつつある現実を肯定する漸進的改良主義の傾向とが、補完し合いながら併存することになる。

「形式的 - 手続き的な規範の根拠づけ」と「実質的規範の根拠づけ」の二段構えで討議倫理学を構想するアーペル（Apel, K.-O.）には、この両側面がともに看取されるが<sup>(6)</sup>、アレクシーにもそれが引き継がれている。現代の法治国家にあっては「普遍主義的道德」が「基本権やデモクラシーの原理」という形で「実定法」のうちに具体化されているという

時代認識 (KR:25) にそのことが示されている。たしかに、近代法治国家において確立された基本権 (人権および政治的・市民的権利) とデモクラシーの原理 (議会制民主主義) には、普遍主義的な道徳が法として現実性を得ているという見方は成り立つかもしれない。しかしそこには、理想と現実の緊張関係、すなわち<現実>を成り立たせている肯定性と否定性という二重の契機の重層性、あるいは支配 (秩序) と解放 (異議申し立て) という相反する力の拮抗状態、これらを批判的かつ動的に捉える視角が欠落しているのではないか。理想との一致を不断に迫る理念主義も非合理性の除去に向かう改良主義も、<現実>をそれぞれ「改善された現実」や「理想とは無限の隔たりがある現実」などとして一面化してしまう傾向が強い。必要なのは、理想の実体性に依拠する理念主義的傾向と、制度化や慣習として定着した実定性の契機を過大視する肯定的改良主義の傾向を、ともに批判する視角を確保することではないか。おそらくここに実践的討議のベクトルを見据えることができるはずである。

近代を「未完のプロジェクト」として捉えるハーバーマスには、たしかに近代の合理化が理性の潜勢力を解放したことを積極的に評価する改良主義的傾向が明瞭に見られる。しかし同時に、過度に理念主義的になったり肯定的 (実定的) になることにも反対する立場をとっている。そのことが示されているのは、規範の「究極的根拠づけ」に固執するアーペルの「根源主義的」見地と、規範への問いの合理的解決そのものを放棄する「懐疑論者」とを、ともに批判する際の論拠においてである。ヴェルマー (Wellmer, A.) を援用しつつ提示されるその論拠は、「実践的討議」が「理性の歴史的 - 社会的な位置に由来する負荷」、「社会的コンフリクトの圧力」、そして「戦略的強制から発する命令」といった「制限」とつねに向き合いながら規範の正当性を追求する、というものである (MKH:115f.[167-9])。そこでは、英知界 (理念的世界) と現象界 (経験的世界) の二分法や、それに基づく理想または事実性の実体化は拒否される。むしろ、「コミュニケーション的日常生活そのものの内部にある反事実的 (kontrafaktisch) 想定が持っている事実的な力のうちに認められる緊張関係 (Spannung)」 (MS:24) に、実践的討議の境位を見定めるのである。

慣習道徳として受け入れられている共同体規範、実定法として存立している法規範、意思決定プロセスにおける手続きの規範、普遍化可能な利害関心、人々の善き生の構想、——これら規範および価値を、事実性・実定性と妥当性・理念性の緊張関係の中で問い続ける作業を行うのが実践的討議に他ならない。その際、合意 (全員一致) と妥協 (多数決) の関係、討議と政治的ないし公共的な協議 (Deliberation) の関係、さらには実践的討議と制度化された民主主義的な意思決定システムの関係などが問題となるであろう。これらの課題については、稿を改めて論じる予定である。



<参考文献>

本文ならびに注における引用箇所については、著者名、発行年、頁数〔邦訳頁数〕の順に記載する。ハーバーマスとアレクシーの文献については以下の略号で示す。

Habermas, J.

TKH: Theorie des kommunikativen Handelns. 2Bde. Suhrkamp, 1981. [河上倫逸他訳『コミュニケーション的行為の理論』上・中・下、未来社 1985/7]

MKH: Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln. Suhrkamp, 1983. [三島憲一他訳『道徳意識とコミュニケーション行為』岩波書店 1991]

MS: Moralität und Sittlichkeit. Treffen Hegels Einwände gegen Kant auch die Diskursethik zu?

In: W. Kuhlmann (Hg.), Moralität und Sittlichkeit: Das Problem Hegels und Diskursethik. Suhrkamp, 1986.

ND: Nachmetaphysisches Denken. Suhrkamp, 1988. [藤澤賢一郎他訳『ポスト形而上学 の思想』未来社 1990]

FG: Faktizität und Geltung. Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats. Suhrkamp, 1992.

Alexy, R.

TJA: Theorie der juristischen Argumentation. Die Theorie des rationalen Diskurses als Theorie der juristischen Begründung. 2. Aufl. Suhrkamp, 1991. (1. Aufl. 1978.)

IPT: Die Idee einer prozeduralen Theorie der juristischen Argumentation (1981). In: Recht, Vernunft, Diskurs : Studien zur Rechtsphilosophie. Suhrkamp, 1995.

PD: Problem der Diskurstheorie (1989). In: Recht, Vernunft, Diskurs : Studien zur Rechtsphilosophie. Suhrkamp, 1995.

KR: Zur Kritik des Rechtspositivismus. In: Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie. Beiheft 37. 1990.

IS: Idee und Struktur eines vernünftigen Rechtssystems. In: Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie. Beiheft 44. 1991.

NW: Nachwort: Antwort auf einige Kritiker (1991). In: TJA.

BGR: Begriff und Geltung des Rechts. K. Alber, 1992.

DM: Diskurstheorie und Menschenrechte. In: Recht, Vernunft, Diskurs: Studien zur Rechtsphilosophie. Suhrkamp, 1995.

Gril, P. 1998: Die Möglichkeit praktischer Erkenntnis aus Sicht der Diskurstheorie. Eine Untersuchung zu Jürgen Habermas und Robert Alexy. Ducker & Humblot.

Pavlakos, G. 1998: The Special Case Thesis. An Assessment of R. Alexy's Discursive Theory of

- 亀本洋 1985: 「法的議論における実践理性の役割と限界——N.マコーミックと R.アレクシーの見解を手がかりに——」(1)(2)(3)、『判例タイムズ』 No. 550,552,554
- 植松秀雄 1991: 「法的弁証論の「非」存在論主義的地平について」、『岡山大学法学会雑誌』第40巻3・4号
- 酒匂一郎 1990: 「法と道德との関連——R・ドライヤーとR・アレクシーの所説を中心に——」、『法政研究』59巻3・4号
- 霜田求 1994: 「「適用と批判——討議倫理学の批判的可能性——」、大阪大学文学部哲学哲学史第二講座『カンティアーナ』第25号
- 1997: 「討議倫理学における正と善」、『大阪産業大学論集』人文科学編第 92号
- 田中成明 1993: 「法的思考についての覚え書——R・アレクシーと平井宣雄の理論展開を機縁に」、山下正男編『法的思考の研究』（京都大学人文研究所）所収
- ノイマン,U. 1997: 『法的議論の理論』亀本洋他訳、法律文化社
- 山本顯治 1993: 「アレクシーの法的論証理論について——『法的議論の理論』第二版を契機に——」、山下正男編上掲書所収

<注>

(1)その骨格は、①「真理性や正当性が問題となるあらゆる言語コミュニケーションの可能性の条件」としての「根本規則」、②「主張」という言語行為の根拠づけ可能性を定めた「理性規則」、③討議における根拠づけや論拠の提示責任に関する「議論負担規則」、④根拠と規則から規範的言明を導出する推論の論理構造である「論拠形式」、⑤根拠づけられるべき規則の内容に関わる「根拠づけ規則」、⑥実践的議論では解決できない問題について、他の討議形式への移行を定めた「移行規則」から成る(TJA:233-54)。詳細な分析については、亀本(1985):(3)23-24参照。なお、アレクシーの理論については他に、植松(1991)、酒匂(1990)、田中(1993)、山本(1993)、Gril(1998)、ノイマン(1997)、Pavlakos(1998)を参照した。

(2)「戦略的行為」はさらに、「公然たる(offen)」・「明示的な(manifest)」ものと、「隠された(verdeckt)」・「暗黙裡の(latent)」ものとに区分されるが、ここで問題にするのは、「少なくとも当事者の一人が、自分は成果に定位して振る舞うが、他の者には、全員がコミュニケーション的行為の前提を満たしていると信じ込ませている」ような、「隠された戦略的行為」＝「操作(Manipulation)」の場合である。cf. TKH/1:445f.[中:78];MKH:68[98];ND:68ff.[83-92]

(3) このテーゼをめぐる、リベラリズムと共同体論の論争および討議倫理学による新たな定式化の試みについては、霜田(1997)参照。

(4) 例えばルーマン (Luhmann,N.) のシステム論に対してハーバーマスは、それが「法を自己制御的システムへと客観化する」ことにより「法と道德の内的関係」を断ち切ってしまい、法をめぐるコミュニケーションの道德的機能 (社会統合としての) を否定する、との批判を加える。FG:70f.; cf.ND:82f.[102-3]

(5) 理想的討議は次のように定義される。「制限されない時間および制限されない参加資格という条件、そして完全な言語的 - 概念的な明瞭性・経験的情報が完全に与えられていること・役割交換が完全に可能でその用意があること・完全に先入見から自由であることが確立されているがゆえに完全に強制が不在であるという条件の下で、実践的な問いの答えが探求される」。(IS:34; NW:412)

(6) アーペルの討議倫理学における二層構造と、その理念主義および改良主義的傾向に対する批判的検討については、霜田(1994)参照。